

○東京都台東区心身障害者福祉手当条例施行規則

昭和49年10月1日

規則第36号

東京都台東区心身障害者福祉手当条例第11条に基づき制定

東京都台東区心身障害者福祉手当条例施行規則(昭和49年4月台東区規則第9号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、東京都台東区心身障害者福祉手当条例(昭和49年4月台東区条例第4号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、心身障害者福祉手当の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(規則で定める事由により申請を行わなかつた者)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める事由により申請を行わなかつた者は、次に掲げる者とする。

- (1) 65歳に達する日の前日において第6条に規定する施設(以下この条において「施設」という。)に入所していた者で、65歳に達した日以後に施設を退所し、施設に入所していないもの
- (2) 65歳に達する日の前日において条例第2条第2項第1号の規定に該当していた者で、65歳に達した日以後に同号に該当していないもの
- (3) 65歳に達する日の前日において条例別表に定める程度の障害を有する者で、65歳に達した日以後に失効前の東京都台東区老人福祉手当条例(昭和47年10月台東区条例第23号。以下「旧老人福祉手当条例」という。)に基づく手当又は東京都(以下「都」という。)の区域内の他の特別区若しくは市町村において、旧老人福祉手当条例に基づく手当と同種の手当の支給を受けていたもの
- (4) 65歳に達する日の前日において都の区域外に住所を有していた者で、65歳に達した日以後に台東区の区域内に住所を有しているもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、65歳に達する日の前日においてやむを得ない事由により申請を行わなかつたと区長が認める者

(所得の額)

第3条 条例第2条第2項第1号に規定する規則で定める額は、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の数に応じて、次の表により算定した額とする。

扶養親族等の数	金額
0人	3,604,000円
1人以上	3,604,000円に扶養親族等1人につき380,000円(<u>所得税法</u> に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。))又は老人扶養親族にあつては1人につき480,000円、 <u>同法</u> に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)にあつては1人につき630,000円)を加算して得た額

(所得の範囲)

第4条 条例第2条第3項に規定する所得は、地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(特別区が同法第1条第2項の規定によつて課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(所得の額の計算方法)

第5条 条例第2条第3項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。))と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。)、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した

金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第7項(同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第9項(同法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額とする。

- 2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
- (1) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号から第4号まで又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
 - (2) 前項に規定する市町村民税につき地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となつた障害者(条例第2条第1項に規定する者の所得の場合にあつては、その者を除く。)1人につき、27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合は、40万円)
 - (3) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者については、27万円
 - (4) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号の2に規定する控除を受けた者については、35万円
 - (5) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円
- (施設)

第6条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める施設とは、次の各号に掲げる施設(通所により利用する施設を除く。)をいう。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設であつて、国若しくは地方公共団体又は社会福祉法人の設置する施設
 - (2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
 - (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項第1号に規定する救護施設
 - (4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、援護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設であつて区長が定めるもの
- (受給資格の認定の申請)

第7条 条例第4条の規定による受給資格の認定の申請(以下「申請」という。)は、心身障害者福祉手当認定申請書(別記第1号様式)に申請者に係る次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 住民票記載事項証明書(別記第1号の2様式)
- (2) 条例別表に定める程度の障害を有する者であることを証明する書類
- (3) 前年の所得(1月から7月までに行う申請については、前前年の所得)の状況を証明する書類(認定及び却下の通知)

第8条 区長は、申請を受理したときは、条例第2条に定める支給要件に該当しているか否かを調査し、受給資格があると認めたときは、心身障害者福祉手当認定通知書(別記第2号様式)により当該申請をした者に通知する。

2 区長は、前項の調査の結果、受給資格がないと認めたときは、心身障害者福祉手当非該当通知書(別記第3号様式)により、当該申請をした者に通知する。

(支払時期の特例)

第9条 条例第6条ただし書に規定する特別の事情とは、受給資格の認定を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 受給資格が消滅したとき。
 - (2) 支払時期が経過した後において支払うとき。
 - (3) 災害、疾病等、区長が特に必要と認める事由があるとき。
- (受給資格消滅の通知)

第10条 区長は、[条例第7条](#)の規定により受給資格が消滅したときは、心身障害者福祉手当受給資格消滅通知書([別記第4号様式](#))により、当該受給者であつた者に通知する。ただし、[同条第1号](#)に該当する場合は、この限りでない。

(未支払手当)

第11条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)で、まだその者に支払つてなかつたものがあるときは、その未支払の手当は、その者の同居の親族に支払う。

(支払の調整)

第12条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

(手当の返還請求)

第13条 [条例第8条](#)の規定による手当の返還の請求は、心身障害者福祉手当返還請求書([別記第5号様式](#))により、手当を返還すべき者に通知して行う。

(届出)

第14条 [条例第9条](#)の規定による届出は、心身障害者福祉手当異動届([別記第6号様式](#))により行わなければならない。

2 [条例第9条第3号](#)に規定する届け出るべき事項とは、[次の各号](#)に定める事項とする。

- (1) 受給者の氏名の変更
 - (2) その他区長が特に必要があると認めた事項
- (現況届)

第15条 受給者は、毎年6月1日から7月31日までの間に、心身障害者福祉手当受給者現況届書([別記第7号様式](#))を区長に提出しなければならない。ただし、区長がその届出を要しないと認めたときは、この限りでない。

(公簿等による確認)

第16条 区長は、この規則の規定により申請書又は届出書に添えなければならない書類により証明すべき事由を、公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

(台帳登載)

第17条 区長は、心身障害者福祉手当受給者台帳([別記第8号様式](#))を備え、[第8条第1項](#)の規定により心身障害者福祉手当認定通知書を交付した者をこれに登載する。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 平成22年4月1日(以下「適用日」という。)において、年齢が65歳未満である者(同年7月31日までに65歳に達する者に限る。)であつて、かつ、[条例別表](#)に規定する障害者([第2号](#)に該当する者のうち、肝臓機能障害を有するものに限る。)となつた日が適用日であるものは、[条例第2条第1項ただし書](#)の規定にかかわらず、[同項](#)に掲げる要件に該当する者(以下「対象者」という。)とする。この場合において、当該対象者が、手当の支給を受けようとするときは、平成22年7月31日までの間に、[条例第4条](#)の規定により、区長に申請しなければならない。

付 則(昭和49年12月20日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日から適用する。

付 則(昭和50年4月25日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月以降の月分の手当から適用する。

付 則(昭和56年3月9日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年8月1日から適用する。

付 則(昭和57年10月1日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年8月1日から適用する。

付 則(昭和58年9月30日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年8月1日から適用する。

付 則(昭和59年8月22日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年8月1日から適用する。

付 則(昭和60年1月16日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和60年7月20日規則第32号)

この規則は、昭和60年8月1日から施行する。

付 則(昭和61年7月31日規則第41号)

この規則は、昭和61年8月1日から施行する。

付 則(昭和62年8月1日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和63年8月1日規則第35号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区心身障害者福祉手当条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成元年2月10日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成元年8月1日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成2年8月1日規則第24号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都台東区心身障害者福祉手当条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成2年12月28日規則第35号)

この規則は、平成3年1月1日から施行する。

付 則(平成3年8月1日規則第27号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都台東区心身障害者福祉手当条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成4年7月31日規則第40号)

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

付 則(平成5年7月30日規則第43号)

この規則は、平成5年8月1日から施行する。

付 則(平成6年8月1日規則第42号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 平成6年7月までの月分の心身障害者福祉手当の支給に係るこの規則による改正後の東京都台東区心身障害者福祉手当条例施行規則第4条第1項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額(地方税法の一部を改正する法律(平成4年法律第5号)による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第33条の2の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でないものとして算定した同法第313条第1項に規定する総所得金額)」とする。

付 則(平成7年8月1日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成8年8月1日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成9年5月30日規則第38号)

1 この規則は、平成9年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都台東区心身障害者福祉手当条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成9年8月1日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成10年7月31日規則第51号)

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

付 則(平成11年4月1日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成11年7月30日規則第48号)

この規則は、平成11年8月1日から施行する。

付 則(平成12年7月17日規則第77号)

1 この規則は、平成12年8月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都台東区心身障害者福祉手当条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成13年8月1日規則第73号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成14年8月1日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年6月25日規則第49号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区心身障害者福祉手当条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成17年3月31日規則第49号)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区心身障害者福祉手当条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成17年10月17日規則第131号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年7月31日規則第55号)

1 この規則は、平成18年8月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都台東区心身障害者福祉手当条例施行規則第5条第2項の規定は、平成18年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

付 則(平成19年3月30日規則第64号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成22年3月31日規則第7号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成22年5月28日規則第37号)

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

付 則(平成24年3月30日規則第21号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成24年7月31日規則第72号)

1 この規則は、平成24年8月1日から施行する。

2 この規則による改正後の第3条の規定は、平成24年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

3 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区心身障害者福祉手当条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成25年3月29日規則第35号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成28年3月31日規則第59号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成29年6月28日規則第30号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の第5条第1項の規定は、平成30年8月以降の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

付 則(平成31年1月25日規則第2号)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の東京都台東区心身障害者福祉手当条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第2条の規定は、平成31年4月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給の認定を申請した者について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当の支給の認定を申請した者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第3条の規定は、平成31年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給から適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規則第5条第1項の規定は、平成30年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給から適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区心身障害者福祉手当条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(令和3年3月31日規則第27号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都台東区心身障害者福祉手当条例施行規則第5条の規定並びに第1号様式及び第8号様式の規定は、令和3年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区心身障害者福祉手当条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式

第1号様式

心身障害者 福祉手当認定申請書
 認定番号 第 号
 難病患者

台東区長 殿
上記福祉手当の受給資格の認定を申請いたします。
手当の認定及び支給に際し、台東区長が公簿等により、所得状況、障害程度の等級、住民基本台帳情報及び施設入所状況について確認することに同意いたします。

申請年月日 年 月 日

ふりがな 申請者氏名		生年月日	年 月 日生(歳)								
住 所	台東区	都 道 府 県 市 第 号			電話()						
身体障害者 手 帳	種 級	施 設 入 所 有 無			1 入所していた 2 入所したことがない						
愛 の 手 帳	度	地 区 市 町 村 での手当受給			1 受けていた 2 受けていない 区 町 市 村						
障 害 名		疾 病 名			その他の手当 受給の有無						
1 脳性マヒ 2 進行性筋萎縮症 3 その他()		医療券	診断書	その他		1 受給していた (手当名) 2 受給していない					
所得計算	前年所得	雑損控除	医療費控除	小規模企業共済等掛金控除	配偶者特別控除	社会保険料控除	寡婦・ひとり親控除	勤労学生控除	障害者数	扶養親族等の数	控除後の所得
	円	円	円	円	円	円	円 (ひとり親)	円	障 人 特 障 人	人 うち老人・特 定・控除 (人)	円

[添付書類] 1 住民票の写し
2 「愛の手帳」「身体障害者手帳」「公的機関から交付された医療券」又は診断書
3 前年所得の状況を証する書類

第1号の2様式

第1号の2様式

住民票記載事項証明書			
殿			
年 月 日			
願出人 住 所			
氏 名			
下記のとおり住民基本台帳に記載のあることを証明願います。			
記			
住 所			
氏 名	出生の年月日	性別	住民となった日
	年 月 日 生	男 女	年 月 日
上記願出のとおり相違ないことを証明する。			
年 月 日			
台東区長			印

第2号様式

第2号様式
(表)

第 号
年 月 日

心身障害者福祉手当認定通知書

殿

台東区長



年 月 日付で申請のありました心身障害者福祉手当につきましては、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

認 定 番 号	第 号		
支 給 月 額	円		
支給開始の年月	年 月		
支 払 時 期	期 別	期 間	支払月
	第 1 期	12月分から 3月分まで	4 月
	第 2 期	4月分から 7月分まで	8 月
	第 3 期	8月分から 11月分まで	12 月

◎ 裏面の注意をよく読んでください。

(裏)

注 意 事 項

- 1 資格の消滅 次の場合は手当を受けることができませんので届出てください。
 - ① 東京都台東区の住民でなくなったとき。
 - ② 規則で定める所得額をこえたとき。
 - ③ 規則で定める施設に入所したとき。
 - ④ 手当の受給を辞退するとき。

- 2 その他の届出 次の場合すみやかに届出てください。
 - ① 受給者の氏名又は住所が変わったとき。
 - ② 受給者が死亡したとき。
 - ③ 振込先金融機関が変わったとき。
 - ④ その他申請した事項に変更が生じたとき。

- 3 手当の返還 手当を不正に受けたときは、手当を返還していただきます。

- 4 審査請求 この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、台東区長に対して審査請求をすることができます(なお、通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

- 5 処分の取消しの訴え この処分については、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、台東区を被告として(訴訟において台東区を代表する者は台東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。)。ただし、上記4の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式

第3号様式
(表)

第 号
年 月 日

心身障害者福祉手当非該当通知書

殿

台東区長
印

年 月 日付で申請のありました心身障害者福祉手当につきましては、下記の理由で却下しましたので、通知します。

記

却 下 理 由	
------------------	--

◎ 裏面の注意をよく読んでください。

(裏)

- 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、台東区長に対して審査請求をすることができます(なお、通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、台東区を被告として(訴訟において台東区を代表する者は台東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式

第4号様式
(表)

第 号
年 月 日

心身障害者福祉手当受給資格消滅通知書

殿

台東区長
印

あなたは、下記の理由で心身障害者福祉手当の受給資格が消滅しましたので通知します。

記

認定番号	第 号
資格消滅年月日	年 月 日
消滅理由	

◎ 裏面の注意をよく読んでください。

(裏)

- 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、台東区長に対して審査請求をすることができます(なお、通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、台東区を被告として(訴訟において台東区を代表する者は台東区長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式

第5号様式
(表)

第 号
年 月 日

心身障害者福祉手当返還請求書

殿

台東区長
印

あなたがすでに受給した心身障害者福祉手当について、下記により返還してください。

記

認 定 番 号	第 号
請 求 金 額	円
請 求 金 額 の 内 訳	年 月分から 年 月分まで
返 還 理 由	

◎ 裏面の注意をよく読んでください。

(裏)

- 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、台東区長に対して審査請求をすることができます(なお、通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、台東区を被告として(訴訟において台東区を代表する者は台東区長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第6号様式

第6号様式

心身障害者福祉手当異動届

年 月 日

台東区長 殿

住所

電話()

氏名

下記のとおり心身障害者福祉手当の〔申請の内容が変更になった〕
〔受給資格が消滅した〕ので届出ます。

記

受給者氏名			認定番号	第 号
異動事由	1 住 所	変 更 前	変 更 後	
	2 氏 名 3 その他()			
	1 受給資格 の消滅	1 台東区の住民でなくなった 2 施設に入所した(施設名) 3 辞退する 4 その他支給の要件に該当しなくなった (具体的に記入)		
異動事由が発生した日	年 月 日			

該当する番号を○で囲んでください。

第7号様式

第7号様式

心身障害者福祉手当受給者現況届書

年 月 日

台東区長 殿

受給者氏名

電話()

心身障害者福祉手当の受給資格の現況届をいたします。

ふりがな	_____			生年月日	年 月 日 生(歳)						
現住所	_____			職業	勤務先 電話()						
障害状況	身体障害者手帳	番号	都道府県	第 号	等級	障害名	1 脳性マヒ				
	愛の手帳	番号			程度		2 進行性筋萎縮症	3 その他			
その他	老人福祉手当		他の区市町村で同種の手当受給の有無		施設入所の有無						
	1 受けている	1 受けていた		区市町村	1 入所している 施設名						
	2 受けていない	2 受けていない			2 入所していない						
※所得計算	前年所得	雑損控除	医療控除	小規模企業共済等	配偶者特別控除	社会保険料控除	寡婦・ひとり親除	勤労学生除	障害者数	扶養親族等の数	控除後の所得
	円	円	円	円	円	円	円	円	障 人	扶 人	円

※欄は記入の必要ありません。

第8号様式

第8号様式 (表)

心身障害者福祉手当台帳
 難病患者福祉手当台帳

認定番号 第 号

											申請年月日	年 月 日		
ふりがな	_____			生年月日	年 月 日 生(歳)									
住所	台東区			電話()										
身体障害者手帳	種 級	都道府県 第 号			施設入所の有無	1 入所していた 2 入所したことがない								
愛の手帳	度			号	他区市町村での手当受給	1 受けていた 区市町村 2 受けていない								
障 害 名				疾 病 名				その他の手当 (手当名)						
1 脳性マヒ								1 受給していた						
2 進行性筋萎縮症								2 受給していない						
3 その他()														
所得計算	前年所得	雑損控除	医療費控除	小規模企業共済等	配偶者特別控除	社会保険料控除	寡婦・ひとり親除	勤労学生除	障害者数	扶養親族等の数	控除後の所得			
	円	円	円	円	円	円	円	円	障 人	扶 人	円			

(9)

認定年月日		年	月	日	認定番号	号	支給開始年	月	年	月
資格消滅年月		年 月			消滅事由					
支払方法	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合			支店	振込 口座番号	種別	普通 当座	年 月 日から	
	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合			支店	振込 口座番号	種別	普通 当座	年 月 日から	
年度	支給月額	支給期月			所得状況					
		1期 (4月)	2期 (8月)	3期 (12月)	前年所得	控除額	扶養数	控除後の所得		
年度										
年度										
年度										
年度										
年度										
年度										
年度										
年度										